中国の特許予審における AI 生成内容の品質管理

非正常出願対策の現状と今後

調査基準日 2026 年 10 月 29 日

GPT-6 Astra

中国では、AI 生成の技術内容や証明資料が、地方の特許予審の品質管理で具体的に問題視されている。本報告書は、公表案件と全国の非正常特許出願対策との関係を検証し、今後の制度運用と日本企業・代理人の対応を整理する。

要旨

1 具体例は南京の予審案件で確認できる。2026 年 1〜3 月の品質問題通告の転載には、AI 生成の技術内容 3 件と AI 生成の証明資料 1 件が、予審番号付きで非正常出願の疑いとして挙げられている。公表文面で確認できる措置は、関係代理機関への品質問題告知と改善対応である。[1]これらを CNIPA の正式拒絶例とすることはできない。

2 全国の制度は既に通常の特許出願にも及ぶ。真実の発明活動を基礎とする義務と、技術内容・実験データ等の捏造を対象とする規定がある。2026 年の全国行動計画は、大学・研究機関・医療機関・国有企業での研究開発記録保存体制の整備を推進し、虚偽証明資料の点検、予審・優先審査の連動した信用管理を掲げる。[6][7][8]

3 AI を使う知財業務を一律に排除する政策とはいえない。江蘇省は AI による研究開発案の改善や出願品質の分析を推進し、2026 年 10 月には AI 技術分野の予審による迅速な権利化の実績を公表した。一方、南京の予審通知には AI が直接生成した出願書類を広く禁止する文言があり、利用する手続ごとの確認が必要である。[2][3][16][17]

4　今後は、技術の真正性を確かめるための資料提出、出願人組織内での事前評価、代理機関の管理、地域や手続をまたぐ情報共有が重みを増すと考えられる。AI 関与の申告方法や許容範囲が全国で統一される時期は、現時点では明らかでない。

構成

1 予審と正式な特許審査の区別
2 南京における禁止方針と具体的な案件
3 非正常出願を扱う全国の法制度
4 2026 年に具体化した品質管理と執行方針
5 補足事例と出願人組織への影響
6 AI 活用を進める政策との関係
7 今後の見通しと注視すべき公表事項
8 日本企業と代理人の実務対応
9 出典の評価と公表資料の限界

1 予審と正式な特許審査の区別

本報告書の「予審」は、中国の知識産権保護中心等が、国家知識産権局（CNIPA）への正式出願前に行う「专利申请预审」を指す。対象地域・技術分野・登録等の条件を満たす主体の案件を事前に審査し、適合するものを CNIPA の快速審査経路につなぐ制度である。広東省保護中心の 2026 年指針はこの性格を明示している。[4]

表 1 手続と不利益の意味

手続	主体と時点	主な機能	本件での読み方
地方の予審	保護中心等 正式出願前	品質・対象分野等の事前確認と快速審査への接続	不通過やサービス停止は、この経路の利用に関する措置
CNIPA の初歩審査と実体審査	CNIPA 正式出願後	法定の出願要件・特許要件等を審査	正式な拒絶には、個別の決定と根拠の確認が必要
優先審査	CNIPA と推薦機関 所定の出願・審判段階	局令 85 号に基づく優先的な処理	予審経由の快速審査とは別制度

表 1 の根拠は[4][6][11]。本報告書では、地方の「预审」と CNIPA の法定手続である「初步审查」を区別する。

予審の不通過は、それだけで特許取得の法的可能性を最終的に否定するものではない。煙台市の公的案内は、予審不合格でも普通手続による CNIPA への出願が可能と説明している。ただし、技術内容の捏造や虚偽資料という問題がある場合には、その問題は通常経路でも残る。サービス利用の可否と出願内容の適法性は、別々に検討する必要がある。[5][6][7]

南京の通告にある YS で始まる番号は予審案件の管理番号であり、CNIPA の正式な特許出願番号とは区別される。また、予審の提出日を法定の出願日と扱うことはできない。出願日や優先権の管理は、正式出願の要件に従って行う。[1][4][20]

発明者の資格との関係

発明者の資格は別の論点である。実施細則 14 条は発明の実質的特徴に創造的貢献をした者を発明者とし、2026 年施行の審査指南は自然人の記載と本人情報の真正性を求める。自然人名が記載されていても、創造的貢献や出願内容の真正性が保証されるわけではない。しかし、南京の品質通告には発明者の氏名や寄与の審査結果が記載されておらず、「自然人を名目上の発明者として記載した AI 発明が拒絶された」と評価する根拠にはならない。[1][6][21]

2 南京における禁止方針と具体的な案件

2025 年 6 月の通知

南京市知識産権保護中心は、2025 年 6 月 4 日付で「关于在专利申请文件中禁用 AI 直接生成内容的通知」を発出した。通知の存在と概要は江蘇省貿易促進会の公的掲載で確認でき、通知全文は知識産権専門サイト等に転載されている。通知は、予審に提出された書類の定型的な特徴を契機に確認を行い、AI による直接生成が認められたと説明する。[2][3]

対象は二つに分かれる。第一は明細書、請求項、図面等の出願書類であり、真実の発明・研究成果と資料に基づく人による作成を要求する。第二は実験データ報告、技術開発文書、研究成果説明等の研究開発証明資料であり、実際の研究開発に由来し、検証可能で追跡可能であることを求める。[2][3]

表 2 南京通知が示す対応

場面	通知の内容
禁止に違反した予審案件	予審を通過させず、品質告知書を発出する
重大な場合	一定期間の予審サービス資格停止と、分類管理上のネガティブリストへの記載
特に重大な場合	専利法 20 条・実施細則 11 条違反等について行政主管部門へ報告し、行政処分を提案する
確認方法	テキスト検査、専門家による技術的・論理的な評価、申請人への説明・追加資料の要求

表 2 は通知本文の要約。[3] 個別案件にこれらの措置が実施されたことを示す一覧ではない。

この通知の文言は、架空の発明だけを禁止するという限定より広い。したがって、真実の研究成果があり、人が一度確認したという事情だけで、AI の直接生成した出願文書が南京の予審で許容されるとはいえない。文章推敲と直接生成の境界や修正の程度は、公開通知からは確定できず、実際に利用する中心の取扱いを確認する必要がある。これは当該予審の運用上の問題として扱う。[3]

2026 年 1 月から 3 月の四つの案件

南京市保護中心名義の品質問題通告の転載には、9 代理機関に関する 12 の予審案件番号が記載され、そのうち 4 件に AI 生成との関係が明示されている。常州国洸専利代理事務所の掲載日は 2026 年 4 月 29 日であり、原通告自体の発行日は本文に記載されていない。[1]

表 3 AI 生成が具体的に指摘された南京の予審案件

予審案件番号	技術分野の記述	AI 生成の対象	併記された指摘
YS00720261000237	OLED 画面の発色最適化	技術内容	非正常出願の疑い
YS00720261002105	非対称二梁トラス型門形桁吊上げ装置	技術内容	非正常出願の疑いと品質自己点検の 3 項目以上の問題
YS00720261002181	ノイズ試料の区間識別によるノイズ低減方法	技術内容	非正常出願の疑い
YS00720261000731	基層ガバナンスと地域社会のスマートサービス	証明資料	非正常出願の疑い

出典[1]。技術分野は通告の記述の便宜訳であり、正式な発明名称とは限らない。原文の対象表現は、上 3 件が「AI 生成技术内容」、最後の 1 件が「AI 生成证明材料」。

通告全体の 9 代理機関は品質問題告知書を受け、責任者の署名と公印を付した改善分析報告を提出し、一部の責任者は中心との面談を行ったとされる。これが公表文面に記された具体的な対応である。4 件それぞれについて、最終的な予審不通過、サービス資格停止、CNIPA による非正常出願の確定認定や正式拒絶、取下げ、行政処分までが記載されているわけではない。[1]

四件から読み取れる範囲

四件は、技術内容だけでなく、提出された証明資料も品質管理の対象になっていることを示す。ただし、この案件の証明資料が何を立証するためのものだったかは、公表文面から特定できない。実務上は、技術内容とその裏付け資料をそれぞれ検証する必要があるという示唆が得られる。[1]

ただし、出願書類、問題箇所、使用モデル、生成の認定方法、申請人の反論は公表されていない。証明資料の案件についても、実験値、研究記録、成果説明のどれが問題だったのかは特定できない。「AI で架空の実験データを作ったと認定された」とまで具体化することはできない。また、選択された典型例の件数から、中国の予審全体における AI 利用率や違反率を推計することはできない。[1]

3 非正常出願を扱う全国の法制度

真実の発明活動と誠実信用

専利法 20 条の誠実信用原則を具体化する実施細則 11 条は、各種の特許出願が真実の発明創造活動に基づくことと、虚偽を行わないことを求める。同条違反は初歩審査の対象に含まれ、発明特許の実体審査における拒絶事由、さらに特許無効の理由にも組み込まれている。したがって、予審の品質問題が真実の発明活動の欠如や捏造に関係する場合、正式出願後にも法的問題が残り得る。[6][20]

表 4 関連する全国法令の主要条項

条項	規定の内容	評価時の留意点
実施細則 11 条	真実の発明活動を基礎とする出願と虚偽の禁止	AI 利用の有無だけでは結論は決まらない
実施細則 50 条 59 条 69 条	初歩審査・実体審査・無効手続で 11 条を扱う	予審に限定された規律ではない
局令 77 号 3 条 2 号	発明内容・実験データ・技術効果の捏造等	具体的な内容と作成経緯を検討する
同 3 条 3 号	発明内容が主としてコンピュータ技術等によりランダム生成されたもの	LLM の確率的生成という技術特性だけで一律に当てはめない
同 3 条 5 号	実際の研究開発活動なく複数出願を行い、合理的説明ができない場合	複数出願と説明不能という条件を省略しない

表 4 の根拠は[6][7]。局令 77 号は 2023 年 12 月 21 日公布、2024 年 1 月 20 日施行。

疑いから正式な処分に至る手続

局令 77 号 5〜7 条は、CNIPA が非正常出願を初歩的に認めた場合に、意見陳述と証明資料を求める専用の審査手続を定める。正当な理由なく期限内に回答しなければ関連出願はみなし取下げとなり、説明後も非正常出願と判断されれば正式な拒絶等が行われる。拒絶については復審を請求できる。地方で疑いが指摘されたことと、この手続による結論は区別しなければならない。[7]

さらに同規定は行政処分や信用情報等の取扱いを定める。ただし、南京の 4 件について、どの条項が最終的に適用されたか、処分に必要な事情が認定されたかは通告に示されていない。個別の不利益を説明する際は、決定主体、対象者、根拠、手続段階を確認する必要がある。[1][7]

実験の真正性と実施可能性の区別

真実の発明活動を求める規律から、すべての発明に完成済みの試作品や実測実験が必要だという結論は導けない。専利法 26 条 3 項は、当業者が実施できる程度の明確かつ完全な説明を要求する。必要な裏付けは技術分野や主張する効果によって異なる。一方、実施していない実験を実施済みと記載することは、開示の十分性とは別に、データの捏造や誠実信用の問題となる。[7][20]

実務では、実測値、シミュレーションの結果、理論計算、AI による予測、未検証の仮説を区別することが適切である。予測であることを正確に記載しても特許要件を当然に満たすわけではないが、予測を実測の証拠として提示する誤りを防げる。

4 2026 年に具体化した品質管理と執行方針

予審と正式審査の品質管理の連携

全国的な品質管理強化の方針として、CNIPA の 2025 年 11 月 28 日付意見（国知発保字〔2025〕39 号、12 月 10 日公表）がある。同意見は登録主体の審査、手掛かりの追跡、情報分析、予審品質の監視、指導事例の公表を掲げ、予審と正式審査の連携、非正常出願や違反代理機関の情報共有を求める。南京の 2026 年品質通告はこの方向と整合すると評価できる。ただし、2025 年 6 月の南京禁止通知は同意見に先行しており、同意見に基づいて導入された制度とは位置付けられない。[3][22]

全国行動計画による研究開発記録と信用管理の強化

CNIPA、公安部、国家市場監督管理総局は、2026 年 4 月 16 日付で知財代理業界の「整治規範年」行動計画を発出した（国知発運字〔2026〕13 号、4 月 23 日公表）。計画は AI 専用の規制ではなく、発明の捏造や不誠実な出願一般を対象とする執行方針である。[8]

- 大学、研究機関、医療機関、国有企業について、職務発明の開示、技術研究開発記録の保存、出願前評価の仕組みを強化する。
- 出願人・発明者情報の真正性を確認し、虚偽証明資料、不自然な権利移転や発明者変更等を点検する。
- 信用上の問題がある出願人・代理機関について、予審と優先審査等の利用制限を連動させる。
- 代理師の署名責任、代理件数・技術分野の監視、出願人側の所属組織への情報伝達等を通じて責任を明確にする。

上記は[8]の二（三）・二（四）の要約。研究開発記録に関する対象組織の列挙を、全出願人への全国一律の AI プロンプト保存義務と読み替えることはできない。

この計画の意義は、出願書類の審査だけでなく、研究組織内の評価や代理業務の管理までを対象としている点にある。10〜11 月は制度・信用管理・監督基盤を改善する段階、12 月は総括評価の段階として予定されている。2026 年末以降は、これらの取組の成果公表と、恒常的な運用への移行が注視点となる。[8]

地域と加速手続をまたぐ制限

江蘇省については、CNIPA が 2025 年 12 月に、予審基準の統一や品質追跡評価とともに、一地域での信用違反を省全体の予審制限につなげる仕組みを紹介している。別の中心に提出先を変えるだけでは問題が解消しにくくなる方向を示すが、南京の 4 件に省全体の制限が実施されたことを意味しない。[12]

別制度である優先審査でも、2026 年 9 月 1 日施行の局令 85 号は、虚偽資料や誠実信用違反があれば推薦しないこと、開始後には CNIPA が優先審査を終了して普通手続で扱うことができることを定める。また、誠実信用違反のある優先審査請求人・代理機関について、当該行為の認定時から 1 年間、

優先審査請求を受け付けない。同号 4 条は、予審経由の快速審査を適用対象から区別している。南京の品質通知だけで、この 1 年間の制限が自動的に適用されたとはいえない。[11]

5 補足事例と出願人組織への影響

寧波の予審サービス停止に関する報道

華進の 2026 年 5 月 11 日付解説は、寧波知識産権保護中心が、代理した予審案件に AI 生成の技術内容が含まれていた二つの代理機関について、予審サービスを 1 年間停止したと報告している。ただし、引用された原通知の本文は本報告書の根拠資料として直接確認できていない。対象機関名、案件番号、停止の起算日、認定過程は明らかでなく、二次資料による補足例として扱う。[13]

ここで報告されているのは代理機関への予審サービスの停止であり、代理業務全体の禁止や、二つの特許出願の正式拒絶を示すものではない。南京の 4 件と合わせて、中国全体の処分件数を算定することも適切ではない。

大学による出願前評価の強化

南京医科大学は、2026 年 5 月 12 日付通知（5 月 15 日公表）で、保護中心の通知を踏まえた学内の予審管理を定めた。技術開示書に基づく出願前評価、技術成熟度の検討、虚偽資料への対応、発明者や代理機関の学内取扱い制限を規定している。技術成熟度 TRL が 4 以上であることは優先推薦の条件とされる。[14]

これは AI に限定した制度でも、中国のすべての発明に実験室での検証を要求する全国基準でもない。また、同大学が南京の匿名の AI 案件に関係したとする根拠はない。その意義は、予審利用の質を保つために、出願人組織が発明の実態を評価し、代理機関を管理する制度を設けていることにある。[14]

AI 回答の証拠価値を扱った正式な復審事件

関連する正式事件として、出願番号 202010182089.3「一种钨锆合金的金相制备方法」がある。CNIPA の第 1927206 号復審決定日は 2025 年 3 月 17 日で、事例としての公表日は 2026 年 7 月 1 日である。請求人は、先行技術の方法を対象合金に転用することが容易でないとの主張を支えるため、AI モデル「豆包」の回答を提出した。[15]

合議体は、モデルや質問方法によって回答が変わること等を示し、その回答を進歩性判断の直接の基準とはできないとした。正式な結論は専利法 22 条 3 項に基づく進歩性欠如であり、AI を使ったこと自体や、発明が AI 生成だったことを理由とする拒絶ではない。CNIPA の解説は、AI が挙げた原始文献を確認し、内容に即して説明・提出することを求めている。[15]

南京案件では証明資料の内容と認定過程が明らかでないため、この復審事件と同じ証拠評価が行われたとはいえない。実務上はいずれの場面でも、提出資料が何を立証するものかを明確にし、AI 出力の結論だけに依存せず原資料を確認することが有用である。

6 AI 活用を進める政策との関係

補助利用を想定した国の発信

CNIPA の 2026 年 4 月 1 日の注意喚起を伝える同局掲載記事は、AI エージェントによる出願書類作成の問題を、情報漏えい、記載の実質的欠陥、不誠実な出願に分けて説明している。出願人には代理機関の利用状況を把握することを促し、架空生成や捏造による出願を問題視する。[9]

また、6 月 23 日付の専利文献部の相談回答は、先行技術検索、文章推敲、書式調整を補助利用として挙げ、実際の研究開発の基礎なく技術開示書や技術案を捏造する行為と区別している。この回答には「参考」との留保があり、全国一律の包括的許可や、南京の個別の予審方針を変更する法規範としては扱えない。[10]

江蘇省による AI と知財業務の連携

江蘇省の 2026〜2030 年行動計画は、AI による研究開発案の最適化、出願書類の欠陥検出、出願品質の分析、審査における技術特徴の比較等を推進する。2026 年 10 月 21 日の CNIPA 記者会見では、同省の 9 保護中心が AI 分野の 41 分類に予審経路を開き、累計 1.1 万件の迅速な権利化につながったとの実績が公表された。これは AI 技術分野の特許の実績であり、AI が自律的に発明した特許の件数ではない。[16][17]

同省は 2026 年 7 月、AI を活用する一人会社向けの知財指針も公表した。公式説明は AI 生成物の利用に伴う記録と責任体制に言及し、企業の規模に応じた管理を示している。これは対象と性格を限定した地方指針であり、すべての特許出願に全国一律の記録義務を課す法令とは区別する。[19]

これらを合わせると、現状は、AI を使った技術開発や知財業務を進める政策と、真実の発明活動を伴わない書類・証明資料の流入を抑える品質管理が並行する構造と評価できる。ただし、地方の予審条件、全国法令、代理機関の内部方針は適用範囲と法的性格が異なるため、同じ「AI 利用」を一つの許否にまとめることはできない。

表 5 AI の利用場面別に確認すべき事項

利用場面	主な検討事項	実務上の確認
検索や文章推敲	参照内容の正確性と利用する手続の条件	原文を検証し、地方予審の取扱いを確認する
AI による候補案の探索	実際の研究過程と人の創造的貢献	選択・設計・検証の経緯を説明できるようにする
出願書類の直接生成	地方の禁止文言、誤出力、裏付けのない追記	代理機関の作成工程と原資料との対応を確認する

利用場面	主な検討事項	実務上の確認
研究開発証明資料の作成	記載した活動・結果が実際に存在するか	原記録、測定条件、作成者、日付を確かめる
意見書での AI 回答の引用	立証対象と回答の根拠文献	AI の結論に依存せず、原始文献と具体的な論証を示す

表 5 は[3][6][7][9][10][15]に基づく実務上の整理・提案であり、全国統一の許可一覧ではない。

7 今後の見通しと注視すべき公表事項

既に示されている制度の方向

予審の標準化と品質監視は、公表済みの政策課題である。2025 年の CNIPA 意見は予審業務指針の検討を掲げ、2026 年 9 月 18 日の同局掲載の知識産権報解説は、「十五五」計画に予審規範化指針の制定と出願・予審品質の監視分析が盛り込まれたと紹介している。ここで確認できるのは制定に向けた方針であり、その解説をもって新指針が施行済みと扱うことはできない。[18][22]

情報共有についても、国の 2026 年行動計画と江蘇省の取組が既に示されている。したがって、今後の焦点は方針の有無よりも、どの事実・決定を根拠に、どの範囲の主体と手続に制限を及ぼすかという具体化にある。[8][12]

今後 12 か月から 24 か月の見通し

以下は公表資料に基づく分析であり、将来の法改正や運用を確定的に予測するものではない。

表 6 想定される変化と判断材料

想定される変化	根拠と見通し	確認すべき公表事項
研究開発の説明資料の重視	記録保存・出願前評価の方針があるため、疑義のある案件で資料と発明内容の対応確認が増える可能性は高い	各中心の提出資料様式、補充要求、典型事例
主体と代理機関の横断的な管理	信用情報の共有と加速手続の連動制限が進むと考えられる。個別の適用範囲は決定ごとに確認が必要	制限の対象、期間、解除条件、地域間の取扱い
AI 利用の区分の具体化	補助利用と直接生成、予測と実測の境界が示される可能性がある。全国統一までの時期は不明	予審指針、CNIPA の公式説明、地方通知の改定

想定される変化	根拠と見通し	確認すべき公表事項
AI を使う側の検証責任の明確化	誤出力・情報漏えいへの注意喚起を踏まえ、委託条件や確認記録を求める実務が広がると考えられる	代理契約、品質保証方針、責任を扱う処分・裁判例

表 6 の政策的根拠は[8][9][10][12][18][22]。可能性の評価は本報告書の分析であり、統計的な発生確率ではない。

技術的な検出と法的な評価の間に残る課題

南京通知はテキスト検査、専門家評価、申請人への説明要求を併記するが、使用ツール、判定閾値、精度、4 件の個別の判定根拠は公開していない。したがって、AI 検出スコアだけで虚偽や非正常出願が認定されるという制度を読み込むことはできない。[1][3]

今後の制度設計では、表現の定型性から疑いを持つ段階と、技術内容・証明資料の真偽を判断する段階を区別し、申請人が原資料で説明できる仕組みが重要になると考える。AI らしい文体という事情、資料が AI を経由したという事情、実在しない研究を装ったという事情は、証明すべき内容が異なるからである。

全国一律の AI 使用申告、全プロンプト保存、AI 利用割合の上限、検出スコアによる法的推定は、本報告書で確認した制度からは導けない。他方、これらがないことを、特定中心の禁止文言や追加説明要求に従わなくてよいという意味に解してはならない。

8 日本企業と代理人の実務対応

出願経路と担当者を先に確定する

日本本社からの通常の中国出願や PCT 中国国内段階への移行を、当然に南京の予審対象と考える必要はない。中国現地法人等が保護中心を利用する場合は、登録主体、対象技術、担当代理機関、最新の地方条件を確認する。全国の誠実信用・非正常出願規制については、予審を利用しない出願でも検討が必要である。[4][6][7]

以下は、現行制度と公表された執行方針に対応するための社内管理上の提案である。法令がすべての出願人に同じ記録様式や保存期間を要求しているという趣旨ではない。

原資料と提出内容の対応を残す

表 7 保存と確認を推奨する情報

情報の種類	残す内容の例	主な担当
発明の形成過程	技術課題、候補案、選択理由、設計変更、人が行った創造的判断	研究者と知財部門
実験と計算の根拠	元データ、条件、日時、作成者、計算式、ソフトの版、検証結果	研究開発部門
AI の関与	用途、利用した機能、採用した出力、重要な修正・検証の経緯	利用者と確認者
明細書と証明資料	主要な技術特徴・効果と原資料の対応、実測・予測・仮説の区分	知財部門と代理人
委託と承認	AI 利用の範囲、再委託、原資料の受渡し、発明者確認、提出版の承認	知財部門と代理機関

記録を後から整える際にも、当時存在した原記録と、後日作成した説明書を区別する。研究の記憶を補うために作成した説明を、当時の実験記録であるかのように示してはならない。生成 AI による資料の補完を、存在しない測定値や実験経過の作成に及ぼさないことが要点である。

代理機関との合意を具体化する

委託先には、AI を使う工程、外部サービスへの情報入力、技術内容や効果を追記する場合の確認方法、最終的な技術・法律チェックの責任者を確認する。契約や業務指示では、研究者の確認を経ない実施例・データの追加を避け、変更履歴と提出版を共有する運用を定める。代理機関による AI 利用の把握を CNIPA も促している。[9]

南京等の厳格な予審方針を利用する場合は、真実の技術開示に基づく人による書類作成工程を組み、AI 推敲等の境界が不明な点を中心または現地代理人に確認する。AI 検出器に反応しにくい表現へ置き換えることを、品質対応の目的にしてはならない。確認の対象は、技術内容、資料の由来、提出条件である。

疑義を指摘された場合の対応

まず通知が、地方の品質告知、予審不通過、サービス資格の制限、CNIPA の非正常出願に関する通知、正式拒絶のどれかを確認し、対象、根拠、回答期限を整理する。次に、指摘された記載と原資料の対応を示し、AI が関与した範囲と人による検証を具体的に説明する。回答や資料を新たに捏造せず、説明可能な事実に即して是正・意見陳述を行う。CNIPA の手続では、無回答によるみなし取下げにも留意する。[7]

優先して実施する三つの作業

1 中国案件のうち、予審を利用する案件と担当中心を一覧化し、地方通知と代理機関の作成方針を確認する。

2 実施例・技術効果・研究開発証明資料の作成工程を点検し、元データと提出版の対応を確認する担当者を定める。

3 AI 利用と人による寄与を発明届・委託手順に組み込み、年末の執行結果、予審指針、典型案件の公表時に運用を見直す。

現状で重視すべきなのは、出願の内容と根拠を一貫して説明できる状態を作ることである。実際の発明活動に基づく技術案、原資料に裏付けられた説明、責任者の明確な作成・確認工程を備えることが、地方予審と全国の品質管理の両方に対応する基礎になる。

9 出典の評価と公表資料の限界

法令・正式通知・決定書については当局の掲載を基本とし、地方の案件については原発信者、転載者、公表日、記載された手続段階を区別した。各出典の性格は末尾に示す。本文の番号は出典番号に対応する。日本語訳は説明のための訳であり、条文・通知の適用判断では中国語原文を参照する。

表 8 主要な資料と判断できる範囲

資料	確認できる事項	判断を留保する事項
南京 2025 年通知	公的要約と全文転載による禁止方針・確認方法	保護中心の原掲載本文は直接未確認。最新の個別運用も確認を要する
南京 2026 年品質通告	番号付きの 3 件の技術内容と 1 件の証明資料、品質改善対応	保護中心の原掲載本文は直接未確認。当事者、原書類、認定過程、最終処分は不明
寧波の停止報道	二次資料に二機関・1 年間停止という記述があること	原通知、対象者、番号、理由の詳細、後続処理
全国法令と正式通知	一般的な法的根拠と公表済みの執行方針	匿名の地方案件への具体的適用
今後の見通し	公表政策に基づく方向性の分析	将来の統一基準の内容、施行日、個別事件の結論

南京の転載資料が引用する同名の 2024 年予審サービス管理規定には、文書番号の表記に相違があるため、本報告書ではその番号を根拠として用いていない。南京の公表案件は予審番号で識別できる範囲にとどめ、類似する発明名称等から匿名の出願人・代理機関を推定しない。[1][3]

出典

各資料の最終確認日は 2026 年 10 月 29 日。文中の出典番号から本一覧へ移動でき、下記 URL から原文または明示した転載を参照できる。

[1] 南京市知識産権保護中心名義 常州国洗専利代理事務所転載 2026 年 1-3 月专利申请预审典型质量问题通告
転載掲載 2026 年 4 月 29 日 原通告日記載なし。当局名義通知の転載。参照箇所 本文 1 4 7 9 および末尾の改善対応。
https://www.jsguoguang.com.cn/industry/859.html

[2] 中国国際貿易促進委員会江蘇省分会 知识产权预警信息 2025 年 6 月第 1 期
2025 年 6 月 5 日掲載。公的機関による要約。参照箇所 第 1 項 南京严查 AI 生成专利申请文件。
https://www.ccpitjs.org/art/2025/6/5/art_4460_68926.html

[3] 南京市知識産権保護中心 知識産権律師網転載 关于在专利申请文件中禁用 AI 直接生成内容的通知
通知 2025 年 6 月 4 日 転載 6 月 9 日。当局通知の全文転載。参照箇所 禁止対象 違反時の対応 確認方法。
https://www.ciplawyer.cn/articles/156837.html

[4] 広東省知識産権保護中心 广东省知识产权保护中心专利申请预审服务工作指引（试行）
2026 年 4 月 17 日。保護中心の公式指針。参照箇所 2 条 4 条 8 条ほか。
https://www.gippc.com.cn/ippc/tzgg/202604/aa9885cca11b4ccc83bf0c4683c3aa63.shtml

[5] 煙台市萊山区人民政府弁公室 知识产权保护中心预审备案流程指引
ページ表示 2026 年 8 月 11 日。地方政府の公式案内。参照箇所 予審の内容と結案 普通手続による出願。
https://www.ytlaishan.gov.cn/art/2025/10/27/art_120112_2957829.html

[6] 国務院 CNIPA 掲載 中华人民共和国专利法实施细则（2023 年修订）
2023 年 12 月 21 日掲載 2024 年 1 月 20 日施行。行政法規。参照箇所 11 条 14 条 50 条 59 条 69 条。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html

[7] CNIPA 规范申请专利行为的规定（局令第 77 号）
2023 年 12 月 21 日公布 2024 年 1 月 20 日施行。部門規章 公式 PDF。参照箇所 3 条 2 号 3 号 5 号 5〜9 条 11 条。
https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/e20c78eb9eec4319bda189dcfce009d4.pdf

[8] CNIPA 公安部 国家市場監督管理総局 知识产权代理行业“整治规范年”行动方案（国知发运字〔2026〕13 号）
2026 年 4 月 16 日成文 4 月 23 日公表。正式な全国行動計画。参照箇所 二 三 2 と 3 二 四 1〜3 三の進度安排。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/23/art_75_206097.html

[9] 知識産権報 CNIPA 掲載 使用“小龙虾”等智能体撰写专利申请文件或诱发多重风险
2026 年 4 月 3 日掲載 4 月 1 日の注意喚起を報道。CNIPA 掲載の報道。参照箇所 三つのリスクと代理機関の利用状況の把握。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/3/art_55_205609.html

[10] CNIPA 專利文献部 与研发主体直接接触的平台在开发 AI 编造专利是否有相关整顿计划
2026 年 6 月 23 日回答。参考との留保がある相談回答。参照箇所 検索 推敲 書式調整と架空の技術開示の区別。
https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?sysid=12&transactId=536894

[11] CNIPA 专利优先审查管理办法（局令第 85 号）
2026 年 7 月 28 日公布 7 月 30 日掲載 9 月 1 日施行。部門規章。参照箇所 4 条 13 条 17 条 18 条 22 条 24 条。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/30/art_74_207457.html

[12] CNIPA 江蘇省の取組紹介 江苏全面推进知识产权快速协同保护“共同体”建设
2025 年 12 月 25 日 12 月 17 日の省通知を紹介。当局による政策紹介。参照箇所 予審標準統一 品質追跡評価 全省の信用制限。
https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/25/art_57_203260.html

[13] 華進 陳素 必看！知识产权工作中的 AI 合规要点

2026 年 5 月 11 日。民間の二次資料。参照箇所 案例 7 の寧波二機関の予審サービス停止のみを参照。

https://www.aciplaw.com/HuajinPerspective/info.aspx?itemid=5953

[14] 南京医科大学科研院 关于规范和加强专利快速预审管理的通知

2026 年 5 月 12 日付 5 月 15 日掲載。大学の公式な学内規程。参照箇所 三の出願前評価 五の違反時対応。

https://kjc.njmu.edu.cn/2026/0515/c18603a301258/page.htm

[15] CNIPA 案例十：“一种钨锆合金的金相制备方法”发明专利申请复审请求案

決定 2025 年 3 月 17 日 事例公表 2026 年 7 月 1 日。公式事例解説と公開決定書。参照箇所 出願 202010182089.3 決定 1927206 号 事件 1F490428 解説末尾に決定書 PDF。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/1/art_2648_207010.html

[16] 江蘇省知識産権局 江苏省人工智能与知识产权双向赋能行动方案（2026—2030 年）

2026 年 2 月 13 日公表。地方の政策文書。参照箇所 二の研究開発支援 出願品質分析 審査支援。

https://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2026/2/13/art_91892_11730210.html

[17] CNIPA 江蘇省知識産権局副局長発言 図文直播：“知识产权促进江苏新质生产力发展”新闻发布会

2026 年 10 月 21 日。当局の記者会見記録。参照箇所 10 時 34 分以降 AI 分野 41 分類 9 保護中心 1.1 万件。

https://www.cnipa.gov.cn/col/col3709/index.html

[18] 知識産権報 CNIPA 掲載 推动审查质效与产业发展“同频共振”

2026 年 9 月 18 日。計画を紹介する当局掲載の報道。参照箇所 末尾 予審規範化指針の制定と品質監視の方針。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/9/18/art_3694_208212.html

[19] 江蘇省知識産権局 江苏出台全国首个省级人工智能 OPC 知识产权合规指引

2026 年 7 月 30 日 7 月 28 日の発出を紹介。地方の公式発表。参照箇所 AI を活用する一人会社向け指針の対象と記録・責任体制。

https://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2026/7/30/art_75875_11810669.html

[20] 全国人民代表大会常務委員会 CNIPA 掲載 中华人民共和国专利法（2020 年修正）

2020 年 11 月 23 日掲載 2021 年 6 月 1 日施行。法律。参照箇所 20 条 26 条 28 条。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

[21] CNIPA 国家知识产权局关于修改《专利审查指南》的决定（局令第 84 号）

2025 年 11 月 14 日掲載 2026 年 1 月 1 日施行。審査指南の改正。参照箇所 第一部分第一章 4.1.2 発明者の創造的貢献 自然人 真正性。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/14/art_99_202568.html

[22] CNIPA 关于加强知识产权保护中心和快速维权中心运行管理 高质量推进知识产权快速协同保护工作的意见

2025 年 11 月 28 日成文 12 月 10 日公表。正式な全国方針 国知发保字〔2025〕39 号。参照箇所 二 五 予審品質管理 二 六 審査接続 二 九 情報共有。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/10/art_545_203032.html